

# 道路災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定 募集要領

「道路災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集しますので、基本協定の締結を希望される方は下記の基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いします。

平成30年2月7日

中国地方整備局

広島国道事務所長 植田 雅俊

## 基本協定締結説明書

### 1. 協定概要

- (1) 協定名 道路災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定
- (2) 活動場所 広島国道事務所において管理する一般国道（別図－1参照）を対象とする。
- (3) 活動内容 本活動は、広島国道事務所において管理する一般国道、および施工中の国道において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに広島国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

### 2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成19年度（平成19年4月1日以降）以降完了した、広島国道事務所が発注した業務の実績があること。
- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基

準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

- ① 協定締結希望者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、申請書提出日において応募者と雇用関係にあることをいう。

上記「直接的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を有するものであること。
  - ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は『建設－道路、建設－土質及び基礎、応用理学－地質のいずれか』とする。
  - イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は『道路、土質及び基礎のいずれか』とする。
  - ウ) 技術士（応用理学部門）を有する者。選択科目は『地質』とする。
  - エ) R C C Mを有する者。専門技術部門は『道路、地質、土質及び基礎のいずれか』とする。
  - オ) 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート、地盤・基礎、設計のいずれか）又は上級土木技術者（鋼・コンクリート、地盤・基礎、設計、トンネル・地下、橋梁のいずれか）又は、1級土木技術者（鋼・コンクリート、地盤・基礎、設計、トンネル・地下、橋梁のいずれか）
  - カ) 工学博士
  - キ) 測量士

- (8) 広島県の広島地方生活圏に（7）の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店が存在すること。

【「広島県の広島地方生活圏」とは、以下の範囲とする。

安芸高田市、東広島市、広島市、廿日市市、大竹市、竹原市、呉市、江田島市、三原市大和町（旧賀茂郡大和町）、安芸郡（府中町、海田町、坂町、熊野町）、山県郡（北広島町、安芸太田町）、豊田郡（大崎上島町）】

### 3. 応募資格の確認等

#### 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

- ②過去の業務実績【別記様式2】

平成19年度(平成19年4月1日以降)以降完了した、広島国道事務所が発注した業務の受注実績について記載のこと。

TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出のこと。

- ③技術者の資格【別記様式3】

技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出のこと。なお、複数の技術者を登録することは可能である。

- ④活動の実施体制【別記様式4】

※2.（7）に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出のこと。

#### 4. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。
- (2) 応募者が多数の場合は、技術者・技術員が在籍する本支店から広島国道事務所までの参集時間等を勘案して決定する。

#### 5. 申請手続き等

##### (1) 手続き担当部局

〒734-0022 広島県広島市南区東雲2丁目13-28

国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所

防災情報課 防災情報課長 谷口 博一

TEL 082-281-4133 内線281

FAX 082-286-7897

##### (2) 受付期間等

申請書については、以下のとおり提出のこと。

- ①受付期間：平成30年2月8日（木）から平成30年2月27日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分までとする。
- ②提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。
- ③提出場所：5.（1）に同じ。

##### (3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問は、書面（様式は自由）により提出のこと。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成30年2月8日（木）から平成30年2月22日（木）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分までとする。
- ③提出場所：5.（1）に同じ。

##### (4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成30年2月27日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から16時00分まで。
- ②場 所：5.（1）に同じ。

#### 6 その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。  
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。

基本協定参加資格確認申請書

平成 年 月 日

担当官

中国地方整備局

広島国道事務所長 植田 雅俊 殿

住 所

会 社 名 ○○コンサルタント(株)

代表者氏名

平成30年2月7日付けで募集のありました「道路災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書3②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書3③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書3④に定める活動の実施体制を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : ○○本店 ○○部 ○○課

電話番号 : (代) ○○○-○○○-○○○○ (内線 ○○○)

F A X ○○○-○○○-○○○○

## 過去の業務実績

会社名：

業務名称等	業務名	
	TECRIS登録番号	
	契約金額	
	履行期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
業務概要		

注）・TECRISに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。TECRISデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

(別記様式3)

## 技術者の資格

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所属・役職			
保有資格	技術士（部門： 分野： 登録番号： ・取得年月日： ） RCCM（部門： 分野： 登録番号： ・取得年月日： ） その他（ ）		

※複数の技術者を登録する場合には、適宜様式を追加すること。

(別記様式4)

## 活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

※様式3を複数登録した場合には、全ての管理する技術者を記載すること。

※在籍する本支店は広島県の広島地方生活圏であること。

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

※在籍する本支店は広島県の広島地方生活圏であること。

## 基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

### 会社の施工実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）  
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出

### 技術者の資格・経験

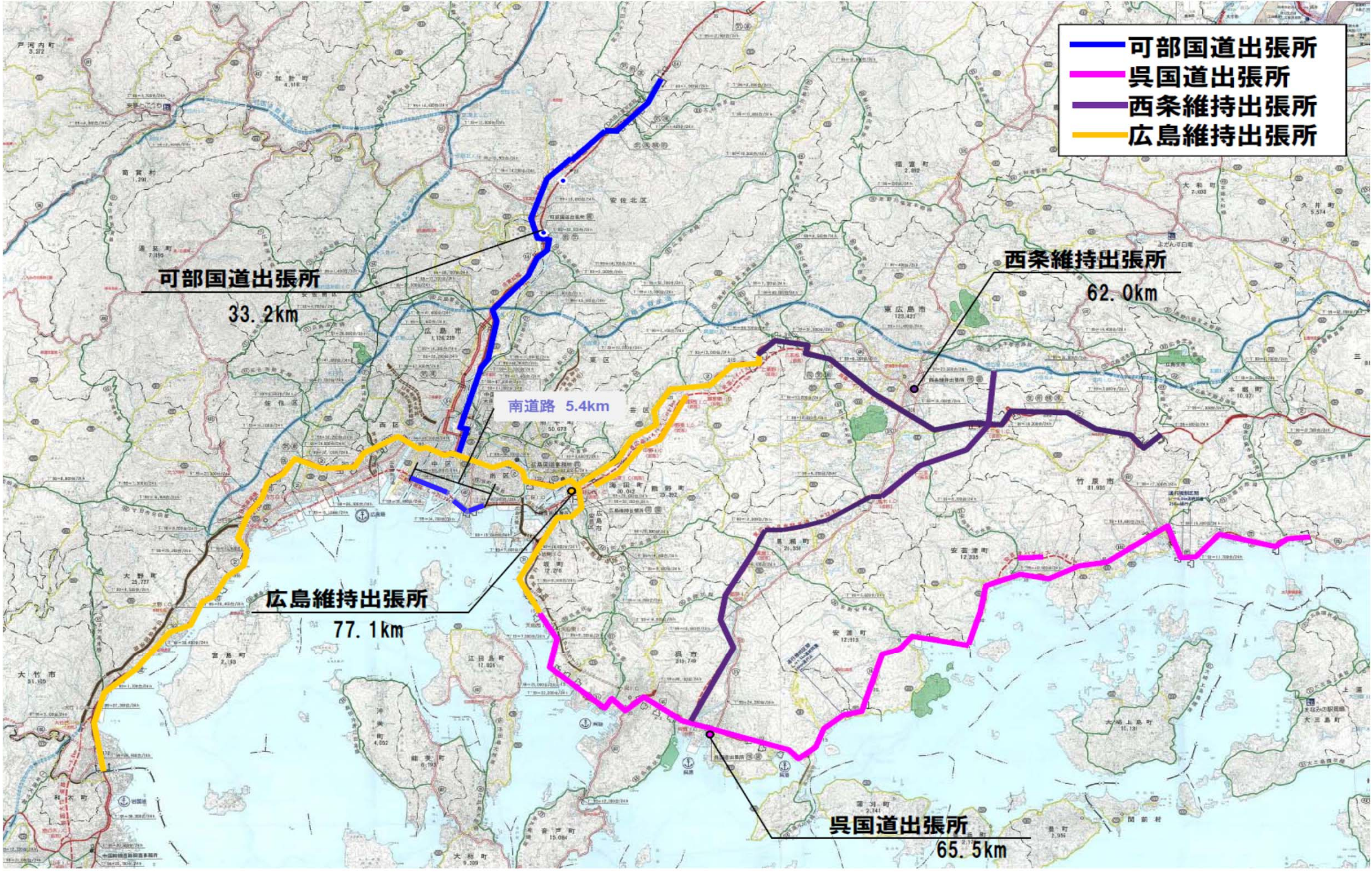
- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的な雇用関係が確認できる資料  
→（健康保険被保険者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

### 活動の実施体制

- 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

# 道路災害応急対策担当区域図





# 道路災害応急対策活動等（業務）に関する基本協定（案）

## （目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省広島国道事務所長 植田 雅俊（以下、「甲」という。）が管理する一般国道において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

## （活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、広島国道事務所が所管する一般国道、および施工中の国道の区間（以下、「実施区域」という。）とする。

## （活動内容）

第3条 本活動は、実施区間において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握、報告、調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

## （出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。
3. 乙は、出動の要請があった場合、直ちに出勤し活動を実施するものとする。

## （契約の締結）

第5条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、直ちに請負契約を締結するものとする。

## （有効期限）

第6条 本協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

## （その他）

第7条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

広島国道事務所長 植田 雅俊

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○